

# 道徳指南書の多様な読者

宗教改革期の修道女が読む Peter Idley 著 *Instructions to his Son*

工藤 義信

本報告は、道徳指南書の受容の拡がりを示す事例として、15世紀中葉にピーター・イドリーが編纂した『息子への教え』の第2巻を収録した写本 Oxford, Bodleian Library, MS Laud Misc. 416 (以下「Laud 写本」)の二次的な読者—サイオンの修道女たち—を取り上げ、彼女たちにとって同作品がどのような機能を持ちえたかを考察する。

13世紀以降、父から息子へ、母から娘へ宛てた形を典型に、親子間や夫婦間の助言の伝授という枠組みをとる作品がヨーロッパ各地の俗語で著されるようになり、これらは道徳指南書 (conduct books) と総称される。助言の内容は、日常における振舞い方から、処世訓、家政に関する実用的な説明、さらにキリスト教教化文学の伝統に基づく罪と美德に関する教えまで様々なものがあり、材源とする作品もしばしば多様なジャンルのもを含む。イドリー『息子への教え』も例外ではない。2巻構成をとる本作の第1巻は、13世紀前半にブレシアのアルベルターノがラテン語で著した美德や道徳に関する2篇の著述を基に英語で編纂され、第2巻はロバート・マニングによる教訓例話を用いた韻文の教理解説『罪を論ず』(1317頃)、及びジョン・リドゲイトの『君主の凋落』(1438頃)を材源とする。当初2巻は別々のテキストとして編纂されたようだが、どちらも帝王韻 (rhyme royal) の詩形をとり、読者がすべきこと、すべきでないことが2、3の詩連ごとに綴られ、行動を促すテキストとして各材源が翻案されている。現存写本は、2巻を含むもの、いずれか一方のみ含むものを合わせて10点が知られる。

Laud 写本所収『息子への教え』は第2巻のみ、それも途中までしかない。『息子への教え』を含む写本内のテキストの多くを書写した書き手が、ある紙葉の欄外に1459年10月25日という日付を記しており、これが写本のおよその製作時期として受け入れられている。Laud 写本が誰のために製作されたかについて正確なことはわからないが、初期の所有者を俗人とする見方は批評家の間で一致している。注目すべきは、写本内の別の箇所にある、救世主会・サイオン修道院の修道女のものとして目される署名である。Anne Colville と Clemencia Thraseborough という2名の氏名が併記されており、David N. Bellによれば両名とも1518年のサイオン修道女のリストにある<sup>1</sup>。さらに、Colvilleは1531年、Thraseboroughは1536年に死去した。当初の所有者から写本が渡った経緯は不明だが、以上からLaud 写本は1510年代から1530年代の間に、サイオンの修道女たちに所有され読まれたと考えられている。

Laud 写本はイドリー『息子への教え』第2巻以外にも、リドゲイトやチャーサー等による英語作品を収録している。Laud 写本におけるテキスト受容を検討する先行研究の多くは、ともに収録されたこれらのテキストの間に共通するテーマに着目しており、例えばその重要性を、修道院解散の時期以後もイングランドにおけるカトリック信仰を維持する取り組みを続けたサイオン修道院の共同体の宗教政治的立場と関連づける指摘をした研究がある<sup>2</sup>。しかしLaud 写本所収作品の中でも、特に『息子への教え』のような日常の行動について助言する作品は、修道女たちにとってより身近なことに関わる助言として読まれたのではなかろうか。つまり、彼女たちの日々の生活における修道女としての振舞いと、それらを規定する考え方に、影響をもたらしたものであったのではないのか。このような仮定のもと、以下ではLaud 写本に収録された『息子への教え』第2巻が、ビルギッタ会の修道規則『救世主会則』への当初の追補規則に基づき、サイオンの修道女のために編纂された英語の追補規則といかに共鳴するかをみることで、修道女たちにとって生活上の規定の定着を促す読書として機能しえたことを示す。

第5戒の例話の1つ「言葉において汚れている修道女の話」は、『息子への教え』第2巻がサイオンの修道女たち自身の生活を規定する考えを強化する読書となりえたことを示す好例である。本話をサイオン修道女のための追補規則の記述と照らし合わせると、本話の修道女が邪悪な言葉を話す様子の描写は、読者たち自身の生活の規定を思い起こさせたと考えられる。直接的には、サイオンの修道女たちが犯しうる過失として、空虚な言葉を発したり、しゃべり過ぎたり、他の修道女を傷つけるような言葉を発した場合に、相応の償いをしなければならないという記述が追補規則にあり、本話の修道女が正にそうした過失を体現していることだが、それだけではない。同規則では他にも、ふしだらに笑ったり、食べ物や飲み物について文句を言った後で、同じことを他の修道女もするよう促すことが償うべき過失として定められている。これらの記述からは、修道女の言葉や行いが、行為者自身だけでなく、周囲の仲間をも貶めうるという考えが読み取れる。「言葉において汚れている修道女の話」においても、問題の修道女の発した汚れた言葉を聞いた他の修道女が邪悪な考えに捉われ、罪に陥ってしまう様子が語られる。サイオン修道女のための追補規則とのこうした呼応関係から、イドリーの例話の細部の描写は、サイオンの修道女たちの生活を規定する考えを想起させ、定着させることに寄与していたと考えられる。

サイオン修道女のための追補規則における、姦淫を7つの大罪の中で最も重い罪と位置付ける一節の存在には、修道女とその身体が共同体にもたらしうる墮落に対する不安が端的に表れている。修道女及び男性構成員のどち

らの追補規則も、第2章から第5章にかけて、彼らが犯しうる過失を4つの重さに分類している。修道女のための追補規則第4章は「一層重大な過失」と称する、全体で2番目に重い段階の過失を扱っている。その中で8.の番号が振られた一節は、姦淫を例外として、サイオンの修道女が犯す大罪を「一層重大な過失」と定めているが、姦淫は他の大罪よりも重い「最も重大な過失」だとする<sup>3</sup>。男性構成員のための追補規則には対応する記述がないことから、本節はとくに修道女のために設けられたと考えられ、男性構成員以上に修道女が姦淫の原因をもたらしうる存在として懸念されていたことを示唆している。ヴァドステナの当初の追補規則と比較して、サイオン修道女のための追補規則には彼女たちへの厳しい行動制限が認められることを指摘し、男女併存の修道院ゆえの修道女の身体性への懸念が後者に色濃く反映されていると論じる Jennifer N. Brown の近年の研究とも符合する<sup>4</sup>。

サイオンの修道女の生活の規定における姦淫の罪の重罰化は、奇しくも『息子への教え』第2巻における同罪の強調と呼応する。もっとも、大罪の部の最後に位置する姦淫の罪を解説したセクションは Laud 写本には存在しない。直前の貪食の罪の解説が途中の詩行で、紙面の中ほどで終わっていることから、それ以後の部分が写本成立後に失われたのではなく、もともと不完全なテキストを収録したと推測される。だが『息子への教え』第2巻には、姦淫の罪を直接の解説対象としていないにも関わらず、結果として姦淫の罪の重大さが強調される箇所がある。例えば十戒の部において、第1戒「唯一の神を信じよ」のセクションは姦淫を明示的な解説対象とはしていない。しかしその最初の例話「誘惑された修道僧の話」では、唯一神に仕えるための修道僧の禁欲的生活を脅かすものとして淫らな欲望が取り上げられている。悪魔に誘惑された修道僧が掟を破って出所し、エジプトで美しい女性の姿を見ることで、女性を娶りたいという欲望が駆り立てられ、自身の修道生活の誓いを忘れるに至っている。神に仕えるために自らを律する生活を送る本話の修道僧は、読者であるサイオンの修道女および男性構成員の立場と重なる。そのため本話は、サイオンの修道女のための追補規則における姦淫の罪の重さの強調と呼応し、姦淫が彼ら自身の生活の目的にとって最大の敵であるという認識を強化するものだったと考えられる。

サイオン修道女のための追補規則は、修道女の身のこなしについても細かく過失を定めている。それは許可なく男性構成員と話をするなど直接的な接触に限らない。聖務の最中に周囲を見回すこと、頭や目、手足を不敬な様相で動かすこと、不相応に軽やかな表情を見せること、体の一部を不必要に曝け出すこと等が含まれており、修道女のそうした姿が男性構成員の目に触れることへの懸念が表れている。これと呼応するように、『息子への教え』第2巻に含まれる、男性に目の罪を犯させないための女性の身なりを説く一節にも、男性が罪を犯す原因として女性の身体を捉える観点を読み取れる。さらに同巻には、女性の姦淫の罪が男性のそれよりも大きな問題であることをほのめかしたり、男性の姦淫の責任が女性にあることを含意した一節もある。また、女性をしばしば動物の姿になぞらえ他者化することで、男性読者にとって都合のよい言説を生み出している。『息子への教え』第2巻における女性への言及と、サイオン修道女の生活を規定する記述との呼応は、もともと男性の一般信徒によって男性の一般信徒の読者を念頭に編纂された『息子への教え』が、イドリー独自の女性蔑視的な視点も含め、サイオンの文脈では思わぬ形で修道女の行動制限を援護するテキストとなりえたことを示唆している。

13世紀から15世紀に至るイングランドのキリスト教教化文学を見渡したとき、意図された読み手の聖から俗、すなわちマニング『罪を論ず』及びその材源であるアングロ・ノルマン語の『罪に関する手引き』に代表されるように、聖職者から一般信徒向けに俗語で書かれるようになった13世紀後半から14世紀初頭、さらに、書き手の聖から俗、つまりチャーサー「教区司祭の話」のように、一般信徒が一般信徒向けに同様の作品を手掛けるようになった14世紀末という、2つの転機が見て取れる。マニングによって既に英語の韻文で編まれた『罪を論ず』を15世紀の時流に合わせて帝王韻律に移し替えたイドリー『息子への教え』第2巻も、一般信徒による一般信徒のための十戒および大罪を含むキリスト教の基本的教理の編纂、及びその道徳指南書化であり、14世紀末以降の潮流の中に位置づけられる。そうした中で Laud 写本の存在は少なくとも、作品に必ずしも意図されていない、二次的読者までを視野に入れたとき、読み手の拡がりには聖職者から一般信徒へという一方向的なものには限らないことに私たちの注意を向けてくれる。そのような読者にとってテキストがどのような意味を持ちえたかを吟味し、1つのテキストが異なる社会集団の間で持ちえた多様な意味を捉えることこそが、中世後期の道徳指南書、またこれと密接に関わる助言と教化の文学が当時の社会にもたらした文化的影響の真の射程を見定めることにつながるのではないだろうか。 [謝辞：本研究は JSPS 科研費 JP21K00342 の助成を受けたものである。]

<sup>1</sup> David N. Bell, *What Nuns Read: Books and Libraries in Medieval English Nunneries* (Cistercian Publications, 1995), pp. 190, 195.

<sup>2</sup> Nancy Bradley Warren, 'Monasticisms Medieval and Early Modern', *Journal of Medieval and Early Modern Studies*, 42.3 (2012), pp. 511–17 (p. 515), doi:10.1215/10829636-1720562.

<sup>3</sup> *The Rewyll of Seynt Sauvioure: The Syon Additions for the Sisters from the British Library MS. Arundel 146*, ed. by James Hogg, Salzburg Studien zur Anglistik und Amerikanistik, Band 6, Volume 4 (Institut für Anglistik und Amerikanistik, Universität Salzburg, 1980), p. 11.

<sup>4</sup> Jennifer N. Brown, 'The Body of the Nun and the Syon Abbey "Additions"', in *Manuscript Culture and Medieval Devotional Traditions: Essays in Honour of Michael G. Sargent*, ed. by Jennifer N. Brown and Nicole R. Rice (Cambridge University Press, 2021), pp. 290–309, doi:10.1017/9781787448223.014.